

## 指定文化財に関する届出や手続きについて

指定文化財を所有している方で以下のケースが生じた際は、郡上市教育委員会  
社会教育課文化係までご連絡・ご相談ください。(☎67 - 1128)

(1) 指定書が見当たらない。

再発行の手続きをとりますので、教育委員会までお知らせください。

(2) 所有者名や団体名に変更があった。

所有者変更の手続きをとりますので、新しく所有者となった方は教育委員  
会までお申し出ください。指定書の書き換えも行いますので、前の所有者に  
指定書の有無も確認してください。

(3) 文化財の所在を変更することになった。

○転居または、所有者変更に伴い文化財も移動した場合  
変更の届出が必要ですので、お申し出ください。

○展覧会等に貸出しをする事になった場合

事前に届出が必要な場合がありますので、一度ご相談ください。

(国(国立博物館)や県の依頼で出品、又は事前に公開承認をとっている  
博物館施設等で展示される場合はその機関の職員の指示に従ってく  
ださい。)

(4) 文化財の所在地や所有者の住所の地番が変更になった。

分筆等で地番が変更となった場合は、お知らせください。

(5) 文化財が盗難にあった・・・災害などで破損、亡失した・・・

すみやかに、教育委員会までお知らせください。対応について協議します。

(6) 修理や復旧など、現状を変更する措置をとる必要が生じた・・・

事業実施前に内容の確認と現状変更許可の申請が必要ですので、必ず事  
前に申し出てください。

※文化財や保存管理に必要な設備を整備する際、対象事業については公的機関  
の補助金や団体の助成を活用して進めることができます。希望される場合は  
お早めにご相談ください。